

- \* 省令第1条第二十二号ロ(四)  
炭素繊維もしくはアラミド繊維を使用した成型品
- \* 省令第3条第十一号  
複合材料・繊維・プリプレグ・プリフォーム製造装置
- \* 省令第3条第十六号  
複合材料・人造黒鉛・タングステン粉・マルエージング鋼・ステンレス鋼
- \* 省令第3条第十六号イ、ロ  
複合材料又はその成型品
- \* 省令第4条第十五号  
繊維又はこれを使用したプリプレグ・プリフォーム
- \* 省令第14条第一号  
有機物をマトリックスとした成型品

[用語の解説]

用語	輸出令別表第1中の解釈・用語の解説
繊維(有機繊維、炭素繊維及び無機繊維を含む)	・「3.29 省令第4条第十五号」の[用語の解説]中の「繊維(有機繊維、炭素繊維及び無機繊維を含む)」を参照
繊維を使用した	・「繊維を使用した成型品」の「繊維」には有機繊維、炭素繊維、無機繊維を含み、上記を参照すること。
貨物等省令第4条第二号の成型品	<p>＜別表第1中の解釈＞ 板、棒、シート、塊、管及び線の形状(航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状)のものをいう。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>次のいずれかに該当するものを除く。  イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品  ロ 4の項で掲げる民間航空機の補修のための成型品(炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限る)であって、次のすべてに該当するもの  (一)面積(最大投影面積をいう。)が1㎡以下であるもの  (二)一辺の長さが2.5m以下のもの  (三)幅が15mmを超えるもの</p> <p>・他にも船舶用、車両用、土木建築資材用等、民生用に設計した成型品は多くあるが、上記解釈に該当するか否かで判断に迷う場合には適宜、経済産業省に相談するのが望ましい。</p> <p>・一般には、成型とは型を用いて一定の形状に加工することをいい、このようにしてこしらえたものを成型品という。</p> <p>・法令・解釈では「成型品」と「成形」(別表第1の5の項の＜解釈＞セラミックの半製品の項)の用語が用いられている。  「成形」とは、広い意味での「形を作ること」あるいは「素材に一定の形付けをする工程(広辞苑)」であって、「成型」と「成形」を厳密に区別する必要はない。</p> <p>・“別表第1中の解釈”に「セラミックの半製品」の解釈があるが、「成型品(半製品を含む)」の「半製品」には適用できない。筒を例にとると、大き目に成型し機械加工で所定の寸法に仕上げる方法を用いる場合は、大き目の成型品は製品でなく半製品である。</p>